



山形県公報

令和4年9月9日(金)
第337号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例施行規則の一部を改正する規則……………(子ども保育支援課) ……881

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……882
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定……………( 同 ) ……883
- 同 ………………( 同 ) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……884
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………( 同 ) ……885
- 同 ………………( 同 ) ……同
- 同 ………………( 同 ) ……同
- 国土調査の成果の認証……………( 同 ) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……886
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 同 ………………( 同 ) ……887

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……890
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警 察 本 部) ……891

### 正 誤

## 規 則

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第34号

**山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年10月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」を「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第699号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和4年9月16日山形市に招集する。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第700号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地             | 障害児通所支援の種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|-----------------------------------|-------------------------|------------|-----|------------|
| イデアalfaroo株式会社<br>酒田市東町一丁目15番地の25 | そら<br>酒田市北千日町18番28号     | 放課後等デイサービス | 20名 | 令和 4. 9. 1 |
| イデアalfaroo株式会社<br>酒田市東町一丁目15番地の25 | ひよっこり島<br>酒田市南新町一丁目9番2号 | 放課後等デイサービス | 10名 | 同          |

**山形県告示第701号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                 | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日       |
|-----------------------------|-----------------------------|------------|-------------|
| 株式会社託人會<br>酒田市相生町一丁目6番11号   | 福祉施設そら<br>酒田市北千日町18番28号     | 児童発達支援     | 令和 4. 8. 31 |
| 株式会社託人會<br>酒田市相生町一丁目6番11号   | 福祉施設そら<br>酒田市北千日町18番28号     | 放課後等デイサービス | 同           |
| 株式会社託人會<br>酒田市相生町一丁目6番11号   | 福祉施設ひよっこり島<br>酒田市南新町一丁目9番2号 | 児童発達支援     | 同           |
| 株式会社託人會<br>酒田市相生町一丁目6番11号   | 福祉施設ひよっこり島<br>酒田市南新町一丁目9番2号 | 放課後等デイサービス | 同           |

**山形県告示第702号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日    |
|------------------------------------------|-----------------------------|-------------|-----|----------|
| 株式会社Blue Border<br>東京都港区東新橋二丁目18番4-1207号 | すこやかワーク<br>酒田市富士見町一丁目9番地の17 | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 令和4.8.31 |

**山形県告示第703号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日   |
|---------------------------------|------------------------------------|-------------|-----|---------|
| イデアルファーロ株式会社<br>酒田市東町一丁目15番地の25 | 障がい者サポートセンターあらた<br>酒田市東町一丁目15番地の25 | 生 活 保 護     | 30名 | 令和4.9.1 |

**山形県告示第704号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日    |
|---------------------------------|------------------------------------|-------------|----------|
| 特定非営利活動法人あらた<br>酒田市東町一丁目15番地の25 | 障がい者サポートセンターあらた<br>酒田市東町一丁目15番地の25 | 生 活 保 護     | 令和4.8.31 |

**山形県告示第705号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成24年9月13日  
77
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
瑞穂の国株式会社  
代表取締役 塩野 泰正  
天童市小路一丁目4番16号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類

- 国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|----------------|------------|
| 塩 野 泰 正 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成24年9月11日  
79
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
成澤農園有限会社  
代表取締役 成澤 清賢  
鶴岡市白山字東木村24番3
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名   | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|-------|----------------|------------|
| 成 澤 賢 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |
| 菅 原 清 | 玄米             |            |

**山形県告示第706号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の<br>種 類 | 品 種  | 名 前                                | 飼 養 者                   |                        |
|-------------|------------|------|------------------------------------|-------------------------|------------------------|
|             |            |      |                                    | 住 所                     | 名 称                    |
| 11423224523 | 牛          | 黒毛和種 | 勝 太 郎<br>(2021 子山形黒<br>1423224523) | 新庄市大字<br>鳥越字一本松<br>1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産研究所 |

**山形県告示第707号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡舟形町舟形地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年9月1日から令和5年3月17日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第708号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市岡山地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年12月13日から令和4年3月22日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第709号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市羽黒町仙道地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年12月13日から令和4年3月22日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第710号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市宝谷地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年12月13日から令和4年3月22日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第711号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称

米沢市

2 調査を行った期間

令和2年6月10日から令和3年3月25日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

米沢市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

笹野町及び古志田町の各一部

5 認証年月日

令和4年8月24日

**山形県告示第712号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 菅 根 光 雄 | 尾花沢市北町一丁目3番3号 |

**山形県告示第713号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年9月9日から同月26日まで縦覧に供する。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市馬場町5番49から  
同 9番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年9月9日

**山形県告示第714号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第214号
- 2 指定の場所 東根市大字神町東二丁目9090番517の一部、9090番518、9090番31の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 41.37メートル
- 4 指定年月日 令和4年8月31日

**山形県告示第715号**

次の開発行為は、完了した。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 令和3年11月29日 指令置総建第88号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 第二工区

西置賜郡白鷹町大字十王字松原前18番4、20番4、21番1、21番2、21番3、22番2、23番1、23番2、24番3

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
西置賜郡白鷹町大字十王字松原前21番1 株式会社佐竹成型

**山形県告示第716号**

次の開発行為は、完了した。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和4年8月9日 指令置総建第50号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
第二工区  
南陽市郡山字石堰二70番1の一部、中ノ目字上井904番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
南陽市郡山70番地の1 学校法人青空学園

**公 告**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |
|------------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|
|                  |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |        | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート1号棟 | 新庄市金沢1494<br>-1 | 3DK  | 62.8                          | 1    | 一般用 | 16,100                  | 18,600                             | 21,200                             | 24,000                             | 27,400                             | 31,600 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |



(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のも1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦又1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年10月3日から同月7日までの午前9時30分から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、令和4年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
新庄市金沢字大道上2034  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所
- 5 入居の時期 令和4年12月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、高速液体クロマトグラフ質量分析装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）  
(2) 日時 令和4年10月21日（金） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式  
(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。  
(3) 納入期限 令和5年1月31日（火）  
(4) 納入場所 村山市楯岡笛田三丁目2番1号 山形県環境科学研究センター  
(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。  
(2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723  
(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年10月7日（金）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年9月30日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: High Performance Liquid Chromatography Mass Spectrometer Quantity: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. October 21, 2022

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2723

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

(1) 仮想化基盤サーバ・基幹業務システムの構築委託業務 一式

(2) サーバ等の賃貸借及び保守サービス 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110

3 落札者を決定した日 令和4年8月1日

4 落札者の名称及び所在地

1の(1)から(2)までのそれぞれについて次のとおり。

(1) 日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号

(2) NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目4番19号

5 落札金額

4の(1)から(2)までのそれぞれについて次のとおり。

(1) 103,730,000円

(2) 21,496,200円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和4年6月14日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤             | 正                 |
|------------|------------|-----|-------|---------------|-------------------|
| 令和 4. 5.13 | 第303号      | 468 | 下から 2 | 第29条の 4 第 4 項 | 第29条の 2 の 4 第 4 項 |
| 同          | 同          | 同   | 下から 1 | 第29条の 5 第 4 項 | 第29条の 2 の 5 第 4 項 |